議案第85号

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年11月30日提出

桐生市長　荒　木　恵　司

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条　桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桐生市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の126.25」を「100分の128.75」に改める。

第15条中「第28条の4第1項若しくは法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条中「100分の126.25」を「100分の128.75」に、「100分の71.25」を「100分の73.75」に改める。

第19条第2項中「第8項」を「第10項」に改める。

第2条　桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の128.75」を「100分の127.5」に改める。

第18条中「100分の128.75」を「100分の127.5」に、「100分の73.75」を「100分の72.5」に改める。

附　則

(施行期日等)

第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第1条中第19条第2項の改正規定　令和9年1月1日

(2)　第2条の規定　令和9年4月1日

2　第1条の規定(第19条第2項の改正規定を除く。)による改正後の桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和8年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条　改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条　前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議　案　説　明

議案第 85 号　桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。